

廃棄物について

排出事業者の責務

廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物を排出した事業者(排出事業者)自らの責任において処理することが責務とされています。事業活動に伴って生じた廃棄物を処理する場合には、自社で処理するか、許可業者に委託する必要があります。廃棄物は、きちんと分別をし、許可業者に委託する場合は、廃棄物の処理が適正に行われているか必ず確認をしましょう。

また、再生利用を行うなど、ごみの減量に努めることも事業者の責務とされています。

事業活動とは？

店舗、会社、工場、事務所など営利を目的とする活動だけではなく、病院、学校、官公庁など、公共サービス等の活動も含まれます。また、事業者には、法人だけではなく、個人事業主も含まれます。

自ら処理

事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら運搬したり、処分したりする場合には、自治体の許可は不要です。

ただし、運搬や処分にはそれぞれ法律で定められた基準があります。基準に適合する運搬や処分ができない場合は、許可業者に委託して適正処理をしてください。



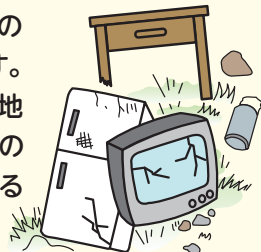
注意! 事業活動に伴って生じた廃棄物を家庭ごみ集積場所に捨てる行為は不法投棄として処罰されることがあります!

不法投棄

廃棄物の投棄は、「廃棄物処理法」第16条によって禁止されています。

違反者には、5年以下の懲役刑、1千万円以下の罰金刑、またはその両方が設けられています。さらに、法人の場合は3億円以下の罰金が科せられることがあります。

不法投棄の例として、「空き地等への廃棄物の投棄」、「自分の土地であっても廃棄物を埋める行為」などが挙げられます。



野外焼却

廃棄物の焼却は、「廃棄物処理法」第16条の2によって一部例外を除き禁止されています。

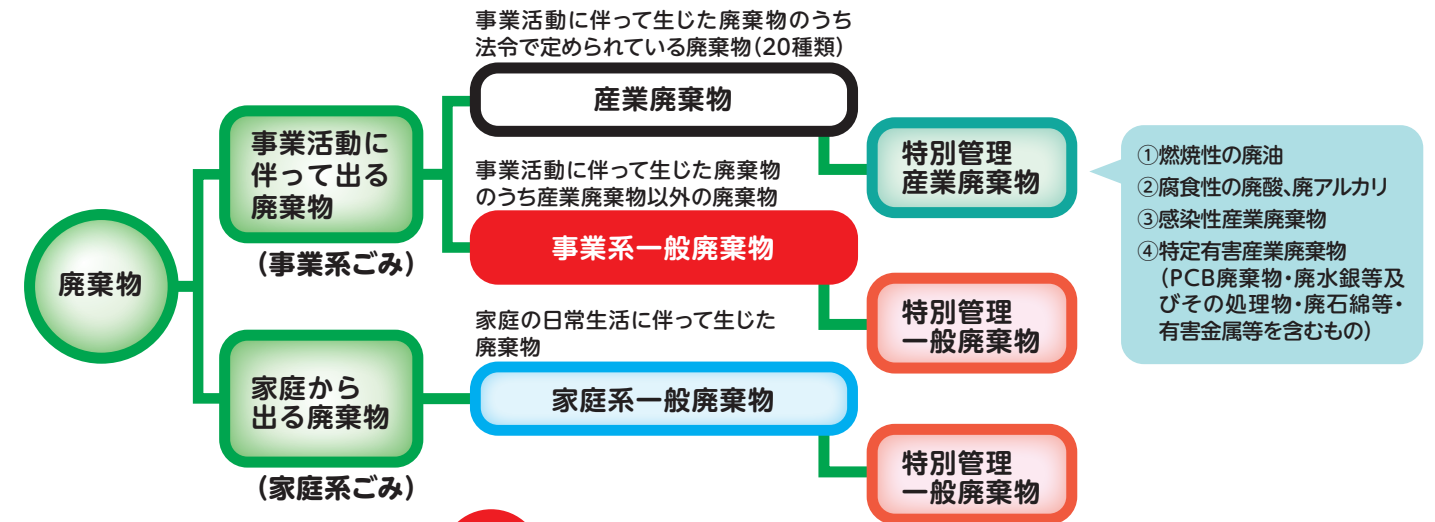
違反者には、5年以下の懲役刑、1千万円以下の罰金刑、またはその両方が設けられています。さらに、法人の場合は3億円以下の罰金が科せられることがあります。

また、廃棄物処理法によって定められた構造基準を充たさない焼却炉での焼却も規制の対象となり、一定規模以上の焼却炉の設置には許可や届出が必要です。



廃棄物とは？

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいいます。

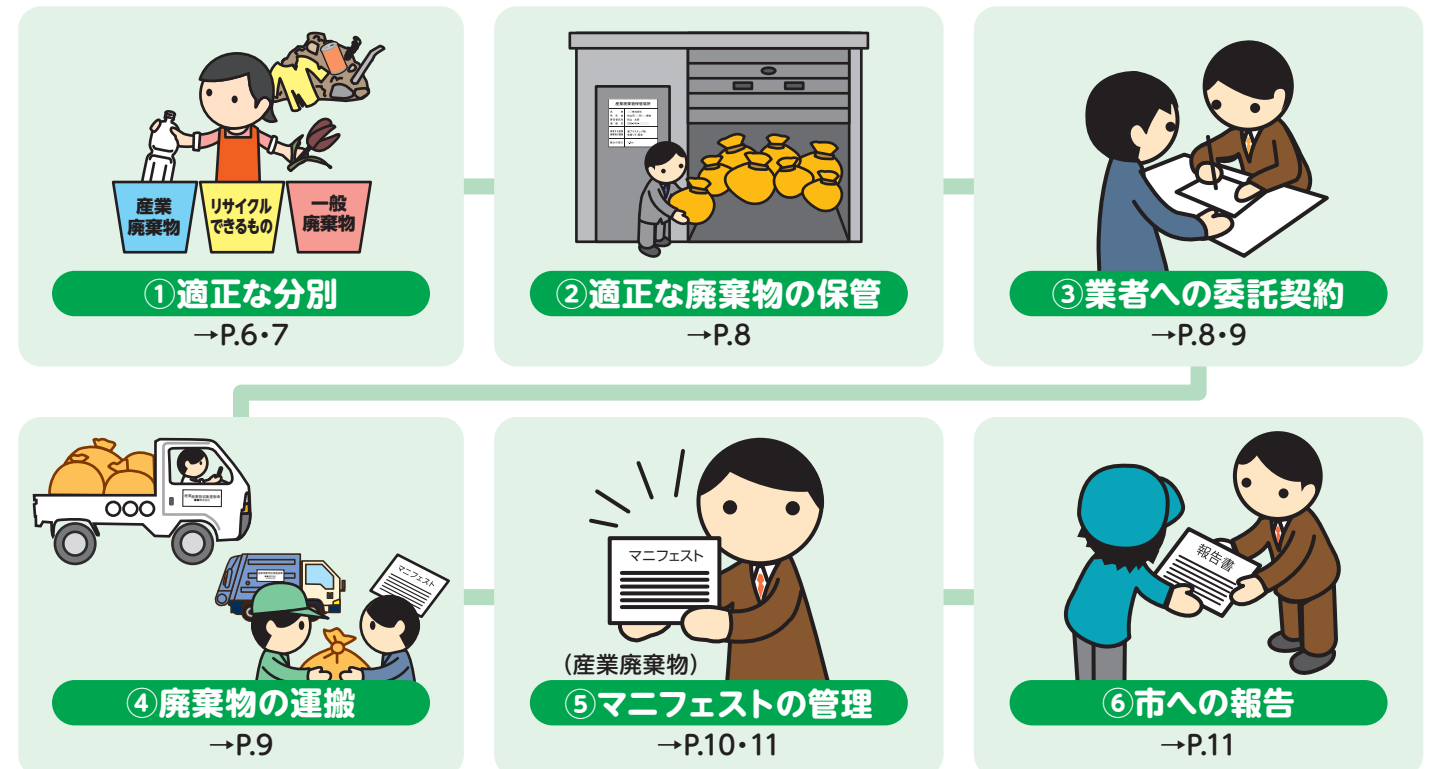


注意が必要な廃棄物

P.12 参照

廃棄物処理法では、一般廃棄物、産業廃棄物のうち「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を集める恐れがある性状を有する」ものを、それぞれ特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物と定めています。これらには通常の廃棄物よりも厳しい処理基準が適用され、処理を委託する場合は、特別管理産業廃棄物の許可を受けた業者へ委託しなければなりません。

事業系ごみの標準的な処理の流れ



不法投棄を見つけた場合は!

不法投棄の現場を見かけたら…

不法投棄の日時、場所、行為者が使用していた車両のナンバー、車種、不法投棄された廃棄物の種類、量、行為者の人数、人相、推定年齢、逃走方向

※電話等による通報のみで結構です。行為者の多くは、違法であると知りつつ不法投棄を行っています。直接指導することは危険を伴いますので、絶対にやめてください。

不法投棄された廃棄物を見かけたら…

発見日時・不法投棄場所・不法投棄された廃棄物の種類、量

通報先
廃棄物対策課

TEL 089-948-6913 FAX 089-934-1928

Mail sanpai@city.matsuyama.ehime.jp

松山市LINE公式アカウントからの通報も可能です 友だち追加はこちらから

